

令和5年度障害者差別解消法に関する理解・啓発セミナー（基礎編）

1. 総論

解説：放送大学 教養学部

教授 川島 聡

【1. 総論】

(1) 障害者差別解消法の制定に向けた歩みについて

- 2006年 国連総会で**障害者権利条約が成立**
- 2009年 障がい者制度改革推進本部、推進会議が
設置（→2010年差別禁止部会）
- 2013年 日本で**障害者差別解消法が成立**
- 2014年 日本は障害者権利条約を批准
- 2016年 障害者差別解消法の施行
（→ 改正法が2021年成立、2024年4月施行）



【1. 総論】

(1) 障害者差別解消法の制定に向けた歩みについて

正式名称:

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

略称:

「障害者差別解消法」、「差別解消法」、「解消法」

障害差別解消 (elimination of disability discrimination) :

「障害差別を禁止するなどして、障害差別を世の中からなくすこと」

【1. 総論】

(2) 障害者差別解消法の概要

障害者差別解消法の目的

「この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、**行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置**等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって**全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。**」（1条）

【1. 総論】

(2) 障害者差別解消法の概要

障害者差別解消法の対象

対象者： 障害者、（民間）事業者、行政機関等

障害者 心身の機能障害（障害）及び**社会的障壁**により、継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にある者。
障害者手帳を持っている人に限られない。

事業者 商業その他の事業を行う者（同じサービス等を反復継続する意思をもって行う者）。営利・非営利の別を問わず、個人・法人の別を問わない。私立の大学や専門学校などは事業者に該当します。

対象分野： 日常生活・社会生活の分野全般。ただし、雇用関係は障害者雇用促進法の定めによる。

【1. 総論】

(2) 障害者差別解消法の概要

障害者差別解消法の禁止する差別①

不当な差別的取扱い：

正当な理由なく、障害を理由として、障害者を非障害者より不利に扱うこと。たとえば、財・サービス・機会の提供を拒否したり、特別な条件を付したり、場所・時間帯を制限したりすること。

義務の主体：

行政機関等（国公立大学等）や事業者（私立の大学や専門学校等）は、不当な差別的取扱いをしてはならない（義務）。

【1. 総論】

(2) 障害者差別解消法の概要

障害者差別解消法の禁止する差別②

合理的配慮： 個々の場面で、障害者から、社会的障壁の除去（バリアフリー）を必要としている旨の意思の表明があった場合に、負担が過重ではないときは、その除去を行うこと。

義務の主体： 行政機関等（国公立大学等）や事業者（私立の大学や専門学校等）は、合理的配慮を提供しなければならない（義務）。2021年の改正法により、事業者の合理的配慮も義務となった（2024年4月施行）。

建設的対話： 障害者と相手方が話し合っ、相互に理解し合いながら、合理的配慮の内容を検討し、決定していくことになる。

【1. 総論】

(2) 障害者差別解消法の概要

障害者差別解消法の機能

- ① 差別をしてはいけないと思っても、差別が何を意味するか分からないのであれば、知らずに差別をしてしまうことがある。
- ② 障害者差別解消法は、何が禁止される差別であるかを定めることにより、**行為規範（人々が行動する際の判断基準）としての機能**をはたす。
- ③ 内閣府「障害者に関する世論調査（令和4年11月調査）」では、**74.6%**の人が障害者差別解消法を知らないと回答し、同法の行為規範としての機能がまだ十分に発揮されていない。
- ④ 法律を知らないことによって、法律の義務に違反してしまう人も出てくるので、大学や専門学校等においては障害者差別解消法の周知化や研修が緊要な課題である。